



昭和49年に建設された 上高野小学校

上高野小 校舎を大規模改修 地下式受水槽を地上に設置 契約額は2億457万円

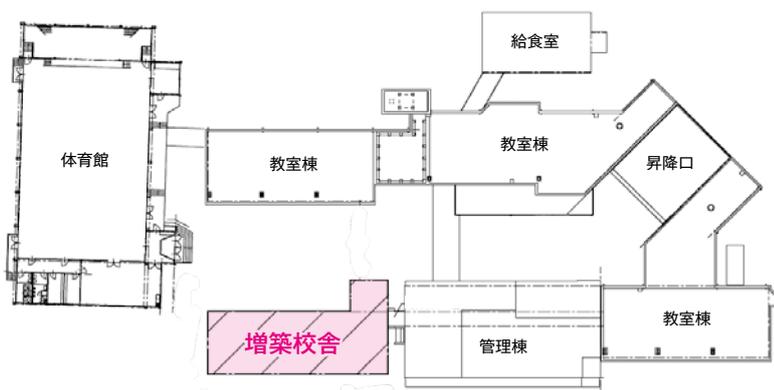
6月定例会は、6月2日から6月20日までの19日間にわたり開かれました。市長から専決議案8件、平成26年度一般会計補正予算、及び条例関係など5件。また、追加議案として、上高野小学校校舎の大規模改修工事請負契約の締結1件が提案され、いずれも原案どおり承認・可決・同意しました。一般質問では、12人の議員が質問に立ち、市政をただしました。

6月定例会に追加議案として提出された、上高野小学校舎大規模改修工事は、入札の結果、中村建設株式会社（宮代町）が落札、契約額は2億457万円（消費税含む）となりました。

〈工事概要〉

- (1) 屋上及びベランダをウレタン塗膜防水。
 - (2) 外壁のクラック、浮き、爆裂箇所を補修し、塗装。
 - (3) 教室、職員室、廊下の天井、壁を塗装。
 - (4) 普通教室の児童用ロッカーを交換。
 - (5) 地下式受水槽を地上に新規設置。
 - (6) 職員室照明器具をLEDに交換。
 - (7) 児童及び職員用トイレを全面改修。
- 工期は10月31日までとなっています。

長倉小の平面図



長倉小増築工事

6月補正で2106万円を追加

平成26年度当初予算で長倉小の児童数増から4教室分を増築、その費用は1億2112万円を計上。6月補正では、当初予算で想定していなかった地盤改良工事と、4月改定の建築資材や労務費の単価上昇によるもので、補正額は、2106万円。

空き家等の適正管理に関する条例を可決

管理不全な空き家等の の放置を防止

市内の空き家は

268件

所有者等の高齢化や、経済的な事情等により、老朽化、適正に管理されずに放置される空き家等が増えていきます。表で示したとおり、空き家は268件あり、そのうち、「問題あり」は33件となっています。

今後、少子高齢化が進む中で、適正に管理されずに放置される空き家等が増えることが予想されます。

このような中、空き家等の放置を防止することにより、生活環境の保全、防犯のまちづくりを目指すための条例で施行は10月1日。



条例の概要

目的
空き家等が放置され、管理不全な状態のまま放置されることを防

平成25年2月の調査結果

市内の空き家状況

地区名	問題なし		問題あり	
	市街化	調整区域	市街化	調整区域
中	40		8	
行幸		14		
長倉	28	4		
香日向	17			
北	32	3	3	
上高野	4		2	
東	26	1	1	
権現堂川		8		1
吉田		38		15
八代		20		3
合計	147	88	14	19
	235		33	
	268			

止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与する。

所有者等の責務

所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

所有者等への助言

管理不全な状態にならないよう、所有者等に対し、適正な管理のために助言することができる。

情報提供

市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに情報を提供するものとする。

実態調査

情報の提供があったとき、管理不全な状態にあると認めるときは、その実態調査を行うことができる。

立入調査

市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に当該空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係者等に質問させることができる。

指導

管理不全な状態にあると認めると空き家等の所有者等に対し、適正な管理がなされるよう必要な指導をすることができる。

勧告

所有者等が空き家等を管理不全な状態に置いていると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて適正な管理のために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

命令

勧告を受けた所有者等が勧告に従わなかったときは、期限を定めて勧告に係る措置を講ずよう命ずることができる。

公表

命令を受けた空き家等の所有者等が正当な理由なく従わないときは、住所、氏名、空き家等の所在地、命令内容を公表することができる。

行政代執行

命令を受けた空き家等の所有者等が履行期限を経過しても命令を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難で、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の規定により、自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を所有者等から徴収することができる。

幸手市非常勤消防団員退職報償金 支給額新旧対照表

(単位：円)

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239,000 (189,000)	344,000 (294,000)	459,000 (409,000)	594,000 (544,000)	779,000 (729,000)	979,000 (929,000)
副 団 長	229,000 (179,000)	329,000 (279,000)	429,000 (379,000)	534,000 (484,000)	709,000 (659,000)	909,000 (859,000)
分 団 長	219,000 (169,000)	318,000 (268,000)	413,000 (363,000)	513,000 (463,000)	659,000 (609,000)	849,000 (799,000)
副分団長	214,000 (164,000)	303,000 (253,000)	388,000 (338,000)	478,000 (428,000)	624,000 (574,000)	809,000 (759,000)
部長及び 班 長	204,000 (154,000)	283,000 (233,000)	358,000 (308,000)	438,000 (388,000)	564,000 (514,000)	734,000 (684,000)
団 員	200,000 (144,000)	264,000 (214,000)	334,000 (284,000)	409,000 (359,000)	519,000 (469,000)	689,000 (639,000)

※ () は改正前

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、消防団員に係る退職報償金の支給額を増額することになりました。

(平成26年4月1日から)

幸手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を可決

平成26年度税制改正にかかる軽自動車税等の税率変更について

車体課税のあり方も含めた自動車関係税制の抜本的見直しが行われ、平成26年度税制改正に伴い、軽自動車税等の税率変更が行われます。

● 原動機付自転車及び二輪車等

平成27年4月1日から、軽自動車税の税率変更が行われます。

車種区分		改正前(年額)	改正後(年額)
原 付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円

● 四輪以上及び三輪の軽自動車

平成27年4月1日以後に新車新規登録される車両は「②平成27年4月1日以降に新規検査を受けたもの」、平成28年4月1日以後の賦課期日(毎年4月1日)現在に、新車新規登録から13年を超える車両は「③新規検査から13年経過したもの」のとおりとなります。なお、平成27年3月31日以前に取得されている車両及び新車新規登録済みの車両は変更ありません。(現在の税率である「①平成27年3月31日以前に新規検査を受けたもの」のとおりとなります。)

車種区分		平成27年3月31日以前に新規検査を受けたもの(現行)①	平成27年4月1日以降に新規検査を受けたもの②	新規検査から13年経過したもの(注)③	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	以上 貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

(注)動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布されたことに伴い、軽自動車税等の税率が左表のとおりとなります。

幸手市税条例の一部を改正する条例を可決
原付・小型特殊・軽自動車等の税率が変わります。

人事案件

固定資産評価員

金子 光夫 氏 (税務課長)

を選任することに同意しました。